

選定要領

(オンライン申請システム導入運用業務委託)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を選定する。

応募者が5者以上あった場合は、審査委員会において、企画提案者の提案について審査基準に基づいて書面審査（デモンストレーション評価を除く項目を審査する）による第1次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位4者をプレゼンテーションによる第2次審査の対象者として選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日

2023年7月4日（火）（予定）

- ・ 日程を変更する場合は速やかに連絡します。
- ・ 日時については参加申請書等の受付終了日以後に指定します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

(2) 会場

明石市役所（明石市中崎1丁目5番1号）議会棟2階 第4委員会室

(3) 審査対象となる書類

- ・ 企画提案書（別紙 「企画提案書作成要領」参照）
- ・ 公共性（施策反映）評価提出書（別紙 「公共性（施策反映）評価について」参照）
- ・ 参考見積書及び令和6年度～令和10年度保守運用業務参考見積書
- ・ 参考業務費内訳書

(4) 審査する内容

「(3)審査対象となる書類」で示す内容及びシステムのデモンストレーション、質疑応答などから総合的に審査する（別紙 「採点表（審査基準）」参照）。

(5) 審査の方法

プレゼンテーションを実施し、システムが持つ機能やシステムの稼働環境、参加者の体制や実績などを記載した企画提案書に基づく企画提案評価及び各機能の操作性を確認するデモンストレーションを実施し評価を行う。それに加え、書類をもとにした価格や公共性の評価、市がシステムに求める機能を評価し、委員合計の総合得点の高い者を優先交渉権者に決定する。

合計点が同点の場合は、企画提案評価及びデモンストレーション評価の合計点数が高い者を優先する。それでも、受託予定者が決定しない場合は、デモンストレーション評価が高い者を優先する。

受託予定者との個別交渉が合意に達しない場合は、次点の参加者と個別交渉を行うものとする。ただし、委員合計の総合得点が5割に満たない者は失格とする。

(6) プレゼンテーション

- ① 出席者は5名以内とし、企画提案書内の実施体制調書（様式8）に記載のある者とする。
 - ② オンラインでの出席を認める。ただしプレゼンテーションは現地出席者が行い、オンライン出席者は、補足説明や質問への回答のみ認める。
 - ③ 質疑応答時の回答は、出席者のうち、適切に回答ができる者が行う。
 - ④ 1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
(ア) 企画提案書の説明 10分 + 企画提案書に係る質疑応答 10分
(イ) デモンストレーション 25分 + デモンストレーションに係る質疑応答 15分
-

合計 60分（質疑応答の状況によっては多少前後する可能性あり。）

- ⑤プレゼンテーション等の実施にあたり必要な機材のうち、プロジェクタ及びスクリーンは、事務局が用意するものを使用できる。その他の機材については、参加者が用意すること。

(7) 選定結果の通知

- ・ **2023年7月11日（火）**（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。